

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第5-70号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 薬剤師（病院局長が採用するものに限る。） 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。） <u>医学物理士</u> <u>救急救命士</u> <u>病院事務</u></p> <p>ク～コ （略）</p> <p>サ 警察官（財務捜査員） <u>警察官（サイバー特別捜査官）</u> <u>警察官（かつて警察官として勤務していた者を再度採用するもの）</u></p> <p>シ （略）</p> <p>ス <u>心理カウンセラー</u></p> <p>セ 航空整備士 自動車整備士 <u>航空操縦士</u></p> <p>ソ <u>醸造</u></p> <p>タ <u>原子力工学</u></p> <p>チ <u>文化財調査員</u></p> <p>ツ <u>情報（ICT）</u></p> <p>(2) （略）</p>	<p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 薬剤師（病院局長が採用するものに限る。） 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）</p> <p>ク～コ （略）</p> <p>サ 警察官（財務捜査員）</p> <p>シ （略）</p> <p>ス <u>犯罪被害者等カウンセラー</u></p> <p>セ 航空整備士 自動車整備士</p> <p>(2) （略）</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。